

草地J Vの場合は「経常建設共同企業体」を「草地経常建設共同企業体」とする

別記第2号様式

経常建設共同企業体

競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

() 様

農業土木は、「農政部長」
水産・森林土木は、「水産林務部長」

共同企業体の名称 (草地) 経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年度を記載

平成 年度において北海道所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級																																																
B等級+B等級=A等級等になる場合(ランクアップ)																																																			
結成の目的 B等級+B等級=B等級 B等級+C等級=B等級 などの場合(ランク変わらず)	<input type="checkbox"/> 経営力・施工力の強化を目指し上位の発注標準の工事を受注しようとするため <input type="checkbox"/> 事業活動や施工体制の合理化を目指し確実な工事の履行や信用を向上させるため <input type="checkbox"/> 分担施工(乙型)を行うため <input type="checkbox"/> (その他具体的に記載)																																																		
乙型の場合	※□にVを記入してください。なお、その他の結成目的があれば具体的に記載してください。																																																		
希望する資格の種類	(農業土木・草地整備・森林土木・水産土木) 工事 ※乙型の場合は、各構成員が分担する工事の資格を記入してください。																																																		
登録機関	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>石狩</td><td>渡島</td><td>檜山</td><td>後志</td><td>空知</td><td>上川</td><td>留萌</td><td>宗谷</td><td>オホーツク</td><td>胆振</td><td>日高</td><td>十勝</td><td>釧路</td><td>根室</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">上段：総合振興局 振興局</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>札幌</td><td>小樽</td><td>函館</td><td>室蘭</td><td>旭川</td><td>留萌</td><td>稚内</td><td>網走</td><td>帯広</td><td>釧路</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">下段：総合振興局建設管理部 振興局建設管理部</p> ※登録を希望する欄に○を記入してください。			石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室															札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路										
石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室																																						
札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路																																										
前年度の結成状況等	ア 結成の有無 (有・無) イ 結成していた場合は相手方の商号 _____ ウ 次年度以降の継続結成の予定 (有・無)																																																		
過去の履行状況	道発注工事の工事完成検査における不合格の有無 (有・無) ※前年度に工事完成検査をした工事で、それぞれの構成員が単体又は企業体で施工したもの全てを対象とします。																																																		

添付書類

(草地) 経常建設共同企業体協定書

※草地経常建設共同企業体以外は草地を削除

※協定書記載事項に係る留意事項

草地経常建設共同企業体以外は（草地）を削除

【甲型】の場合

（協定書に定めのない事項）

第 16 条 この協定書及び第 8 条第 1 項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり（草地）経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道 長に提出する。

農業土木は、「農政部長」
水産・森林土木は、「水産林務部長」

【乙型】の場合

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり（草地）経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道 長に提出する。

平成 年 月 日

「宗谷総合振興局長」

共同企業体の名称

（草地）経常建設共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

別記第6号様式

(草地) 経常建設共同企業体協定書(甲)

- (目的)
- 第1条 当共同企業体は、北海道発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して施工することを目的とする。
- 第2条 当共同企業体は、経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。
- 第3条 当企業体は、事務所に置く。
- 第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、平成 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。
- 第5条 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書の場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。
- 第6条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会への決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく増益配分等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別途附属協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が随時定めるものとする。

第9条 各構成員は、自己の意志及び構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(運営委員会)

第11条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び権限並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるとする。

(構成員の責任)

第12条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第13条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口座預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の制限)

- 第12条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。
- 第13条 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。
- 第14条 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。
- 第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

第17条 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

第18条 構成員は、当企業体が工事の請負契約を締結していないときは、他の構成員と協議して、脱退することができる。

第19条 前項の規定により構成員が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した発注者にその旨を通知するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後に、当企業体が施工した工事につきかきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書及び第8条第1項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり

結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

代表者 住

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住

商号又は名称

代表者氏名

(草地) 経常建設共同企業体

①

②

別記第7号様式

(草地) 経常建設共同企業体附属協定書(甲)

北海道 北海道 差注に係る下記工事を (草地) 経常建設共同企業体が施
工するため、 経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次の
とおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定書の目的である工事(以下「工事」という。)は、次のとおりとする。
工事名

(出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があ
っても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下
同じ。)をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を
施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰
り入れることができる。

(損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2条
の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退
したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合
を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加
えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損
金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担す
べき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第5条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行そ
の他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認に
より当該構成員を除名することができるものとする。

3 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前
条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、協定書
第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退し若しくは除名された場合は代表者又は代表者としての責務を果たせなくな
った場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構
成員のうちいずれかかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定した
ので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の
上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者
に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

代表者 住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

(草地) 経常建設共同企業体

印

印

事調第 1099 号

平成31年 2月21日

各総合振興局長 様
各 振 興 局 長

農 政 部 長

草地整備工事における経常建設共同企業体の活用の試行について

道が発注する建設工事において活用する建設工事共同企業体については、「建設工事共同企業体運用基準」（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「建設工事共同企業体運用基準について」以下「運用基準」という。）に基づき、運用を図っているところですが、近年、専用機械を必要とする草地整備工事においては、施工可能業者が減少しており、今後の継続的な事業の執行と円滑な工事の実施が懸念される状況となっています。

このため、草地整備工事のうち専用機械を必要とする耕起作業を含む工事において、試行として経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合の運用基準の取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

- 1 運用基準3（2）に規定する経常企業体の結成回数について
農業土木工事の経常企業体とは別に、草地整備工事の経常企業体を登録機関ごとに1回まで登録することができるものとする。
- 2 適用年月日
平成31年度競争入札参加資格に係る申請及び入札から適用する。
- 3 その他
 - (1) 提出書類の各様式について、「経常建設共同企業体」を「草地経常建設共同企業体」と読み替えるものとする。
 - (2) 一件の工事発注につき、農業土木工事の経常企業体と草地整備工事の経常企業体の両方を入札参加要件に設定してはならない。

農村振興局事業調整課
事業契約グループ
設計施工グループ